

定 款

株式会社ユニバース

株式会社ユニバンス定款

〔昭和30年6月1日制定
昭和32年5月15日変更
昭和33年8月25日変更
昭和35年9月1日変更
昭和36年3月27日変更
昭和36年5月5日変更
昭和37年5月29日変更
昭和38年2月4日変更
昭和38年5月31日変更
昭和44年11月28日変更
昭和45年5月28日変更
昭和50年5月28日変更
昭和57年6月28日変更
昭和62年6月26日変更
平成3年6月27日変更
平成6年6月29日変更
平成10年6月26日変更
平成12年6月29日変更
平成14年6月27日変更
平成15年6月27日変更
平成16年6月29日変更
平成17年6月29日変更
平成17年10月1日変更
平成17年10月3日変更
平成18年6月28日変更
平成20年6月24日変更
平成21年6月25日変更
平成28年6月27日変更
平成30年6月26日変更
令和4年6月24日変更〕

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は株式会社ユニバンスと称する。英文では UNIVANCE CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当会社は下記の業務を営むことを目的とする。

1. 自動車部品の製造及び販売
2. 工作機械及びその他の機械の製造及び販売
3. 齒車の製造及び販売
4. 変減速機の製造及び販売
5. 上記に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は本店を静岡県湖西市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集する。臨時株主総会は必要ある場合その都度招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(株主総会の招集権者)

第 15 条 株主総会は法令により別段の定めのある場合を除く外、あらかじめ取締役会で定めた取締役が招集する。

(株主総会の付議事項)

第 16 条 株主総会の付議事項はあらかじめ株主に通知した事項以外にわたることができない。

(株主総会の議長)

第 17 条 株主総会の議長はあらかじめ取締役会で定めた取締役がこれにあたる。当

該取締役に事故あるときはあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第 18 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 20 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第 21 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 22 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は 10 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 23 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(任期)

第 24 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 25 条 取締役会はその決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。

(代表取締役の業務執行)

第 26 条 代表取締役は会社を代表し取締役会の決議に基き、当会社諸般の業務を執行統括する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 当該取締役に欠員または事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
- 3 前 2 項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第 28 条 取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日より 5 日前までに発する。但し緊急のときはこれを短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 29 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 30 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 31 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

(執行役員制)

第 34 条 取締役会は、その決議により執行役員を選任し、取締役会の決定した業務

執行を分担して行わせることができる。

(相談役及び顧問)

第 35 条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 36 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 37 条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対し、会日より 5 日前までに発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 38 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 39 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 40 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 41 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第45条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第8章 買収防衛策

(買収防衛策)

第46条 当会社の株主総会は、買収防衛策の導入または継続に関する決議を行うことができる。

- 2 買収防衛策とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続、ならびに当該買付行為を行う者がこの手続に違反した場合に対する対

抗措置をいう。

- 3 当会社の株主総会は、第1項で決議された買収防衛策の廃止に関する決議を行うことができる。
- 4 前各号に定める決議は、会社法第309条第1項に規定する決議をもって行う。
- 5 当会社は取締役会が必要であると認めたときは、いつでも取締役会の決議をもって、買収防衛策を廃止することができる。

附則

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 平成28年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関し、社外監査役と締結済の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第42条に定めるところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 定款第21条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第21条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第21条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。